東京1区市民連合 🗲

(部内資料) No.19

〒169-0073 新宿区百人町 1-25-17

Tel • Fax03-5577-7680

メールアドレス: 1kushimin@gmail.com ツイッター:https://twitter.com/1kushiminrengo

項」設置は戦争への

5月28日、エデュカス東京7階ホールにおいて、東京1区市民連合の第2回「憲法フォーラム」 が開かれました。このフォーラムは自民党をはじめとした改憲勢力の動きをはね返すために、憲 法問題をしっかり学ぼうと企画され、4月につづいて開かれたもの。今回のテーマは、「緊急事態 条項」設置問題。講師は大江京子弁護士(東京東部法律事務所)にお願いしました。大江さんは 法律家6団体の事務局長も務めておられます。

憲法フォーラムは大西広 東京1区市民連合事務局長 の司会ですすめられ、冒頭、 就任したばかりの中尾こず え共同代表があいさつ。「憲 法審査会が動き始め、危ない 状況になっている。いま大事 なことは、物価高によって苦 しくなっている庶民の生活





の立て直し、高齢者の介護問題など市民生活を守 るための施策を急ぐことだ。今度の参議院選挙で 立憲野党を勝利させよう」と呼びかけました。

まず政党代表からの発言で始まりました。オン ラインで参加した立憲民主党の海江田万里衆議 院議員、日本共産党の中野顕東京1区国政対策責 任者、かわの達男社民新宿区議が「今度の参議院 選挙は改憲にかかわる重要な意味を持つ。力を合 わせて改憲勢力を3分の2以下に落とそう」と訴 えました。

講演は三雲崇正弁護士の司会ですすめられ、大 江弁護士は、緊急事態条項の危険性、今後のたた かいの方向など詳細なレジメをもとに説明しま した。概要は以下。



気をつけなければならないのはコロナ感染に 関する緊急事態「宣言」と、今回の緊急事態「条 項」は全く違うということ。もともと自民党は改 憲構想の中に緊急事態条項を盛り込んでおり、コ

ロナ感染を理由に国会議員が感染した場合、オン ライン審議をできるようにすべきである、という ことに端を発している。

しかし議論されているのは、ロシアのウクライ ナ侵攻のように有事の際の緊急事態条項を定め るべきだ、というもの。そこで想定されているも のは①武力攻撃・戦争②内乱・大規模テロ③大規 模災害④感染症の拡大――の4点についてであ る。

改憲派の主張は「憲法は国民を守る存在でなけ ればならないのに、日本国憲法には緊急事態条項 という国民の根本概念の規定がされていない」と している。しかしこれは根本的に間違っている。 憲法は国民を守るために、為政者を縛るものであ るからだ。言われるような4点は、すでに国内の 法規で整っており、ことさら憲法に書き込む必要 はない。

戦前の「大日本帝国憲法」は緊急事態に天皇に 権限を集中させる①緊急勅令制定権(8条)②戒 厳宣告の大権(14条)③非常大権(31条)④緊急財政措置権(70条)——を備えていた。その執行に当たって政府は「国民の権利を十分擁護する必要がある」と国会で説明している。が現実はどうか。戦争は国民の財産もいのちさえも奪った。

改憲派がいま主張しているのは、緊急事態において政府が自由な裁量権を持って、戦前のように対応できることをねらったものに他ならない。しかし強いて新たな条項をつくるまでもなく、現憲法には臨時国会を開くなどの緊急事態時の対応策は制定されている。

狙いは市民の自由と人権の制限

それでも緊急事態条項を導入しようとする意図はどこにあるのか。はっきりしている。「戦争できる国」にすることである。市民の自由と人権を制限し民主主義を排除して首相に独裁権を与えることを目的としているのである。そのために、9条の存在は邪魔なのである。

それではどうたたかうか。立憲主義のもとで憲 法改正の発議が許されるのは、国民の自由や人権 を保障するうえで、憲法の規定が障害となり法律 の制定改正や政策実現では、人権が保障されない か、権力の統制がきかなくなった場合に限られる。 ところがいま、そうはなっていない。むしろ真逆 で、権力によって国民を統制するための改憲でし かない。

ロシアのウクライナ侵略が示しているように、 武力の行使を違法とする国連憲章と、これを徹底 した憲法の平和主義をすすめることが求められ ている。そのために、今度の選挙で改憲派の3分 の2以下を勝ち取ろう。



このあと三雲崇正弁護士が、国会の憲法審査会の動きを報告。衆参両院とも「予算審議中は開かない」という慣例を破り、かつてなく多い開催となっている実態を明らかにしました。

講演と審査会報告をもとに質疑が行われました。会場だけでなくズーム参加者からも質問が出され、「今度の参議院選挙でこれが争点になるのか」「子どもたち(若い人たち)にどう伝えればよいのか」「過去の歴史から学ぶ必要がある」など活発な意見交換となりました。

学習会は最後に晴山一穂共同代表が閉会あい さつを行い、締めくくりました。このフォーラム にはオンラインも含め、55人が参加しました。

東京1区市民連合憲法フォーラムは、第1回目として教育無償化問題を取り上げ、今回は2回目。すでに3回目の準備が始まっています。参議院選挙後の7月23日(土)を予定しています。改めて案内したいと考えますが、スタンバイ、よろしくお願い致します。(文責・事務局)

共同代表の増員、若い人の活用など体制強化を確認

5月 10 日に第 30 回呼びかけ人会議が開かれ、東京 1 区市民連合の強化をめざし新たな共同代表として青柳義則さん(中部全労協)、泉澤章さん(弁護士・東京合同法律事務所)、中尾こずえさん(許すな!憲法改悪・市民連合)を選出しました。東京 1 区市民連合結成以来、頑張ってこられた小原隆治さん(早稲田大学教授)は、退任されました。これまでたくさんの助言・ご指導をいただきありがとうございました。この場をお借りして、お礼申しあげます。

なお、晴山一穂さん、櫻井幸子さんは引き続いて共同代表として務めていただき、新宿からも う一人を選出できるようすすめています。さらに、若い方々にも加わっていただくために、どう していくか相談を開始しています。合わせて、メーリングリストの整備など連絡体制の強化も図 ることにしています。ご協力よろしくお願い致します。

東京1区市民連合憲法フォーラムpart3

7月23日(土) 会場、講師などは追ってお知らせします